

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度生野ものづくりタウン事業 業務委託	その他	株式会社友安製作所	8,998,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G5	-
2	令和7年度生野区コミュニティ育成事 業企画調整業務委託	その他	一般財団法人大阪市コ ミュニティ協会	4,000,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G5	-
3	令和7年度 JR桃谷駅周辺地域自転 車利用適正化協働パートナー事業	その他	特定非営利活動法人IKU NO・多文化ふらっと	2,243,755	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G5	-
4	令和7年度地域ボランティアによる福 祉のまちづくり事業「ご近”助”パワフ ルサポート事業」	その他	社会福祉法人大阪市生野 区社会福祉協議会	16,274,576	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G2	-
5	令和7年度 生野区こども地域包括ケ アシステム事業委託	その他	社会福祉法人大阪市生野 区社会福祉協議会	5,636,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G2	-
6	大阪市生野区新たな地域コミュニティ 支援事業業務委託(長期継続)	その他	一般財団法人大阪市コ ミュニティ協会	48,144,404	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G5	-
7	令和7年度「EXPOいくのヒートアップ プロジェクト」プロモーション事業業務 委託	その他	一般社団法人いくのもり	17,656,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G5	-
8	生野区役所外2施設電気工作物保守 点検業務他16件の実施	その他	日本管財株式会社	27,464,800	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G5	-
9	令和7年度食を通じた国際文化交流 事業業務委託	その他	株式会社RETOWN	9,232,520	令和7年5月8日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G5	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度生野ものづくりタウン事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社友安製作所

3 随意契約理由

本事業は、高い技術力を持つ町工場（中小製造業事業者）間のネットワークを構築し、時勢に即した新しいアイデアを持つクリエイター等をつなげることにより、事業化の支援や新しいアイデアを実装する試作品の受注、その先の新製品の開発、受注などによる産業振興を図ることで、さらなるものづくりの魅力向上による新たな担い手の育成や技術の継承、地域経済の活性化を目的とするため、民間事業者が有する町工場とクリエイター等をマッチングするコーディネート力や幅広い知識と経験、専門性を活用することが不可欠であり、単純に価格比較だけではなく、委託事業者の実施体制・実施手法等を総合的に勘案して、有識者による公平かつ適正な審査の上、協働事業者を選定することが有効であると考えます。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により企画競争方式を採用し行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

生野区役所地域まちづくり課（電話06-6715-9743）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度生野区コミュニティ育成事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

近年、社会環境の変化や生活様式・価値観の多様化などにより、地域コミュニティの機能が低下している中で、大規模災害をはじめとした様々なリスクに備えることができる強固な地域社会づくりをめざすには、人と人とのつながりづくりの促進、地域コミュニティの醸成に向けた取組が重要であり、取組の推進を強く求められている状況にある。

地域コミュニティを醸成するために当区が実施する各種の事業においても、単にイベントを開催して、一時的な繋がりを成果とするのではなく、企画段階から多くの区民、各種団体等が参画し、交流を図りつつ協働することで、さらなる連携を促進する仕組みづくりを進めている。

本事業においても、コミュニティの輪を広げる事業（紫陽花まつり・区民まつり）、児童・青少年の育成事業（スプリングコンサート）、文化・芸術に親しむ事業（区民ギャラリー、紫陽花ギャラリー）を一体化した事業として実施することで各事業間の参画団体の連携を促し、新たな人の関係性を生み出し、多様なコミュニティ活動の担い手の発掘を企図するものである。これらの事業が連携することにより、今後、市民同士の協働に向けたネットワークの形成促進を目的として、これまで本事業を実施してきた。

本事業の目的を達成するためには、これら各種事業を一体で実施するための参画団体のニーズを的確かつ事前に把握し、各種団体のつながりを意識して事業を実施することができる実行力、様々な地域活動やコミュニティ事業の企画実施に関する実績等を有している必要がある。

一般財団法人大阪市コミュニティ協会においては、住民の意向が直接反映される各種団体との関わりが深く、それぞれの強みや弱みを把握した上で、協働してさまざまな事業をこれまで円滑に実施するなど、地域のニーズを把握したうえでの事業実施が可能であり、その実績も数多く有している。また、類似事業に関する専門性や情報の蓄積があることや、確実に事業が遂行できる組織体制・運営基盤を有している唯一の団体でもある。

以上のことから、一般財団法人大阪市コミュニティ協会以外に本業務を履行可能な団体がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

生野区役所 地域まちづくり課（電話番06-6715-9734）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度 JR桃谷駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業
- 2 契約の相手方
特定非営利活動法人 IKUNO・多文化ふらっと
- 3 随意契約理由
本事業は、活力ある地域社会づくりをめざし、より多くの多様な世代の住民の交流を図り、地域資源の循環を生み出しながら地域課題の解決を図ることを目的として実施する。その実施手法・体制については、単純に価格比較ではなく事業者の支援体制・業務手法等を総合的に勘案して受託者を選定し、住民参加型のコミュニティビジネスの手法を採用することが、地域課題の効果的な課題解決に有効と考えられる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により企画競争方式の随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
生野区役所 地域まちづくり課 （電話番号06-6715-9923）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度地域ボランティアによる福祉のまちづくり事業「ご近“助”パワフルサポート事業」業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会

3 随意契約理由

「地域ボランティアによる福祉のまちづくり事業（ご近“助”パワフルサポート事業）」は、区CM予算の「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（以下 見守りネットワーク強化事業）」の関連事業で行う区独自事業であり区で契約することとなるが、本事業は、行政名簿では把握しきれていない、地域の要援護者を掘り起こし、地域の見守りに繋げていく事業であることから、見守りネットワーク強化事業の契約相手方の予定事業者である生野区社会福祉協議会に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特名随意契約するものとする。生野区社会福祉協議会が見守りネットワーク強化事業を受託できなかった場合はこの事業を受託した事業所と契約するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

生野区役所保健福祉課（電話06-6715-9857）

随意契約理由書

1 案件名称

生野区こども地域包括ケアシステム業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会

3 随意契約理由

「生野区こども地域包括ケアシステム」(別紙2)は、生野区社会福祉協議会の受託事業である、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」(以下、見守りネットワーク事業)及び、「地域ボランティアによる福祉のまちづくりご近“助”パワフルサポート事業」(以下、ご近“助”パワフルサポート事業)にて、すでに築かれた地域ネットワークや、要支援者のニーズと地域資源のマッチングのノウハウを、子育て支援にも活用し、また、小中学校や、保育園・医療機関・民間事業者とも連携して、こどもの見守りネットワークを構築する区独自の事業である。

見守りネットワーク事業及びご近“助”パワフルサポート事業を受託する事業者が、本事業を理解し、効率的かつ効果的に目的を達成できる事業者であると考え、見守りネットワーク事業及びご近“助”パワフルサポート事業の契約相手方の予定である生野区社会福祉協議会に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特名随意契約するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

生野区役所保健福祉課(電話06-6715-9024)

随意契約理由書

- 1 案件名称
大阪市生野区新たな地域コミュニティ支援事業業務委託
- 2 契約の相手方
一般財団法人大阪市コミュニティ協会
- 3 随意契約理由
本事業は、各地域まちづくり協議会の自律運営に対する支援であり、その支援の方法・体制については、単純に価格比較だけではなく、民間事業者の柔軟な立場やノウハウを活かした支援体制・業務手法等を総合的に勘案して受託者を選定する方式を採用することが、各地域まちづくり協議会の自律運営という事業効果を生み出すために有効と考えられる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により企画競争方式の随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
生野区役所 地域まちづくり課 （電話番号06-6715-9923）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度「EXPO いくのヒーアッププロジェクト」プロモーション事業
業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人いくのもり

3 随意契約理由

本事業は、2025 年大阪・関西万博（以下「万博」という。）の開催を契機に、万博の盛り上げや来場促進を図るとともに、生野区のものづくり産業や多様な食文化などの魅力を効果的にプロモーションし、万博に集まる人・富・新技術を素通りさせない受け皿づくりをすることで、まちの熱量を上げ、万博開催後もまちに日常的なにぎわいを創出することを目的とする。

本事業ではその目的を達成するため、民間事業者が有するノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用することが不可欠であり、単純に価格比較だけではなく、委託事業者の実施体制・実施手法等を総合的に勘案して、外部有識者による公平かつ適正な審査の上、優れた提案を選定することが有効であると考えます。したがって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により企画競争方式の随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

生野区役所企画総務課（電話 0 6 - 6 7 1 5 - 9 9 9 0）

随意契約理由書

1 案件名称

生野区役所外 2 施設電気工作物保守点検業務他 1 6 件の実施

2 契約の相手方

日本管財株式会社

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、日本管財株式会社の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、日本管財株式会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

生野区役所総務課

電話：06-6715-9004

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度食を通じた国際文化交流事業業務委託

- 2 契約の相手方
株式会社RE TOWN

- 3 随意契約理由

2025年大阪・関西万博（以下「万博」という。）に向けて高まる発信力やインパクトを生かし、人的交流拡大による地域活性化の実現が重要である。学びや課題の解決といった万博の理念に基づき、区民と万博参加国や地域企業・飲食店舗が国際文化交流イベントなどの機会を通して、地域住民等と交流相手国との相互理解や継続的な国際交流の促進、地域の課題解決・地域経済とコミュニティの活性化などに取り組む。

区民の2割以上が外国籍住民で約80カ国の住民が暮らしている区の特性を活かし国際交流の流れを加速させるため、国の「万博国際交流プログラム」を活用して「食を通じた国際文化交流イベント」を開催し、公民連携の手法を活用した相互理解の促進とまちのにぎわい創出を図る。ため、本事業を実施する。

その目的を達成するため、民間事業者が有するノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用することが不可欠であり、単純に価格比較だけではなく、委託事業者の実施体制・実施手法等を総合的に勘案して、外部有識者による公平かつ適正な審査の上、優れた提案を選定することが有効であると考え。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により企画競争方式の随意契約を行う。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 5 担当部署
生野区役所企画総務課（電話06-6715-9003）